

令和4年11月28日

経済産業大臣 西村 康稔 様

埼玉県知事 大野 元裕

実質無利子・無担保融資の返済猶予・支援措置の拡充に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

実質無利子・無担保融資（いわゆるゼロゼロ融資）は、コロナ禍における企業の資金繰りを支え、倒産抑制に大きな効果を発揮しました。しかし、事業者を取り巻く経営環境は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、エネルギー・原材料価格の高騰や円安の進行などの影響により、依然厳しい状況となっています。

このような中、ゼロゼロ融資の返済は本格化し、令和5年度からは当初3年間の無利子期間が順次終了するなど、事業者の返済負担は増し、今後返済猶予や借換えの申し出が増加することが見込まれます。

また、ゼロゼロ融資を借り換える場合には、国が負担していた保証料が事業者負担となり、更なる負担となることが懸念されます。

加えて、本県ではゼロゼロ融資の後継として伴走支援型特別保証制度を活用した制度融資を設け、事業者の経営改善を支援していますが、当該保証制度は令和5年3月までの時限措置となっており、令和5年度以降の実施を見通せない状況です。

つきましては、いまだ厳しい状況に置かれている事業者の事業継続や経営改善への取組を支援するため、下記のとおり要望します。

記

- 1 ゼロゼロ融資の返済本格化を踏まえ、返済猶予等の条件変更や既存融資の借換えなどについて、政府として方針を明確に示すとともに、事業者からの資金繰りの相談に柔軟に応じるよう金融機関に引き続き要請すること。

- 2 ゼロゼロ融資の条件変更や借換えを行う際に事業者が負担することとなる追加保証料に補助を行うなど、事業者の返済負担の一層の軽減策を講じること。
- 3 令和5年3月末までとなっている伴走支援型特別保証制度の取扱期間を延長すること。